

樹木採取者公募の公示

令和7年10月17日
八代河川国道事務所長 飯島 直己

次のとおり、公募型樹木配布に係る採取者を募集します。

1. 公募名称

令和7年度球磨川上流河川区域内樹木採取

2. 公募の目的

河川区域内の樹木等は、洪水時に流れを阻害する要因となるなど、治水上の問題となる恐れがあります。また、河川巡視時に視界を遮り、ゴミの不法投棄の発見が遅れるなど、監視の妨げとなることもあります。

そのため、計画的に河川区域内の樹木の伐採等の管理を実施していますが、樹木の処分に多くの費用を要するため全てを対処するまでには至っていない状況です。

そこで、河川区域内の樹木の処分コスト縮減及び木材資源の有効活用を図るため、河川法第25条の規定に基づく公募により希望する者を募り、当事務所発注工事で伐採した樹木（以下「伐採木」という。）を無償配布するものです。

※今回提供する伐採木を発電に使用する場合は、FIT制度における「一般木質バイオマス」として利用できるよう、他の価格区分のバイオマスと適切に分別管理されたことを証明する証明書を発行します。

3. 公募の概要

- (1) 採取場所 ：熊本県球磨郡錦町一武地先
 球磨川左岸 69k600付近（錦大橋付近）
 （※詳細は、【別添】位置図参照）
- (2) 樹木の種類 ：雑木（広葉樹）、竹
 ※木と竹は分別を予定しています。
- (3) 採取予定時期：令和7年11月13日から令和8年1月31日まで（予定）
- (4) 採取予定数量：雑木 30m³、竹 40t
 ※実際の採取量は増減する可能性があります。

4. 公募に参加する者に必要な資格及び条件等

個人・法人を問いません。

また、以下のいずれにも該当しない者であること。

- ①過去 3 年間に河川法に基づく許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者
- ②公募期間中において、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条又は第71条の規定に該当するとして、九州地方整備局長から指名停止等を受けている者
- ③公募期間中において会社更生法に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者
- ④直近 1 年間の税を滞納している者
- ⑤警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者

⑥欠格事項

次の要件に該当した者

- ・提出書類の必要事項に記載がない場合あるいは必要な書類が添付されていない場合
- ・提出書類に虚偽の記載があった場合
- ・期間内に必要な書類等が提出されなかった場合
- ・提出書類への質問に対して回答が得られなかった場合
- ・その他不正行為があったと認められる場合

5. 手続き等

(1) 提出書類

【別紙－１】の応募様式を提出期限までに提出してください。

※郵送可、但し期間内に必着のこと。

※メールでの提出を希望される場合は、個別にご相談ください。

(2) 提出期限

令和7年10月30日 17時00分

(土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで)

(3) 提出先・問い合わせ

九州地方整備局 八代河川国道事務所 河川管理課 専門官

〒866-0831 熊本県八代市萩原町1丁目708-2

電話 0965-32-4135 (代表)

6. 採取者の選定方法

提出された応募書類を基に、採取に関する計画及び採取希望量などから総合的に評価し選定します。

採取に関する計画において、伐採木の積込・運搬を自社（下請け等を含む）で実施する者を優位に評価します。優位に評価された者の伐採木希望総量が予定量未満であった場合には、運搬だけ実施する者、採取者保管場所まで積込・運搬を希望する者の順で評価します。

採取希望量は、全量希望者を優位に評価します。

伐採木採取にあたっては、枝葉や根株を含めて採取可能な者を優位に評価するとともに、伐採木の玉切り条件（材長、材径等）の制限が無い（若しくは少ない）者を優位に評価します。

なお、選定にあたっては、必要な情報収集あるいは履行の確実性の確認等のために、必要に応じて応募者にヒアリング等実施する場合があります。

また、審査の結果、複数の応募者間で明確な差がないと判断された場合には、該当する応募者の中から抽選により選定します。

7. 選定者の決定通知日時

選定の結果通知は、令和7年11月6日以降に発送により応募者全員に通知します。

8. 許可手続き

(1) 採取者に選定された者は、当該樹木の採取について、河川法第25条（土石等の採取の許可）に係る同法施行規則第13条第1項に定める申請を行っていただきます。

許可申請手続きの方法については、選定通知後打合せにて個別に説明します。

【河川法第25条申請】

- ・河川占用許可申請書
- ・事業の計画概要（作業工程表含む）
- ・位置図
- ・平面図（搬出経路を明示した図面）

※申請書の提出部数は正本1部、副本1部の計2部とする。

(2) 申請書の提出期限は、令和7年11月13日とする。特段の理由や連絡なく、この期間に申請を行わない場合は、採取者の決定を取り消すことがあります。

(3) 河川法第25条の許可の際に付すことを予定している条件については、【別紙ー2】のとおりです。

(4) 河川法第32条の既定により、都道府県知事は同法第25条の許可を受けた者から河川産出物採取料を徴収することが出来ますが、今回の伐採木においては、採取料は発生しないことが熊本県河川課と確認されています。

9. 採取にあたって実施すべき安全対策等（清掃、交通法規の遵守等）の内容

現場内の清掃の保持、隣接作業等との連絡調整、法令遵守

10. 採取場所内で自損事故を起こした場合又は河川管理施設若しくは第三者に損害を与えた場合の取扱い並びに河川管理者の指示による中止の扱い

(1) 河川管理者は、河川利用者や許可受け者の事故を未然に防止する観点から、必要に応じて許可受け者に指導を行う。

(2) 河川管理者は、許可受け者が搬出時に周辺に迷惑をかけることがないように、必要に応じて許可受け者に指導を行う。

(3) 伐採木の搬出は許可受け者の責任において行うものであるため、搬出中等の自損事故の処理、第三者への加害に対する損害賠償等は許可受け者の責任において行うこと。また、第三者や河川管理施設等に損害を与えた場合には、許可受け者は速やかに河川管理者に通報し、適切に対応すること。

なお、許可受け者が原因である河川管理施設に対する損害については、河川法第18条に基づきその原因者に復旧を求めるとともに、河川管理者が自ら復旧を行う場合も含めて河川法第67条に基づき当該原因者に対し、復旧に要する費用負担を求める。

(4) 許可受け者は、河川管理者から搬出の停止の指示があった場合は、すぐに停止すること。なお、停止に伴う費用は無償とする。

11. 完了報告及び履行確認

採取者は、採取が完了したときは、河川管理者に報告を行うこと。

完了報告後、履行状況や許可条件の遵守状況について確認を行い、必要がある場合は、採取者に対して指導を行う場合があります。指導を行ってもなお、許可条件を守らない場合は許可を取り消す場合があります。このような場合や採取不履行と考えられる場合には、以降の公募において、申請者の選定から除外する場合があります。

12. その他

①手続きにおいて使用する言語は日本語に限ります。

②関連情報を入手するための照会窓口は上記5.(3)に同じとします。

③応募に要する費用は、応募者側の負担とします。

④提出された応募書類は、当該応募者に無断で他の目的へ使用しません。

⑤応募書類に虚偽の記載を行った場合は、当該応募を無効にします。

⑥公募型樹木採取に係る通知書に記載されている採取区画について、必ず現地の状況を確認してください。また、通知書送付後に採取量を調整させて頂く場合があります。

⑦搬出した後は清掃等を行ってください。

⑧伐採木をバイオマス発電に使用する場合は、「一般木質バイオマス」に区分されます。

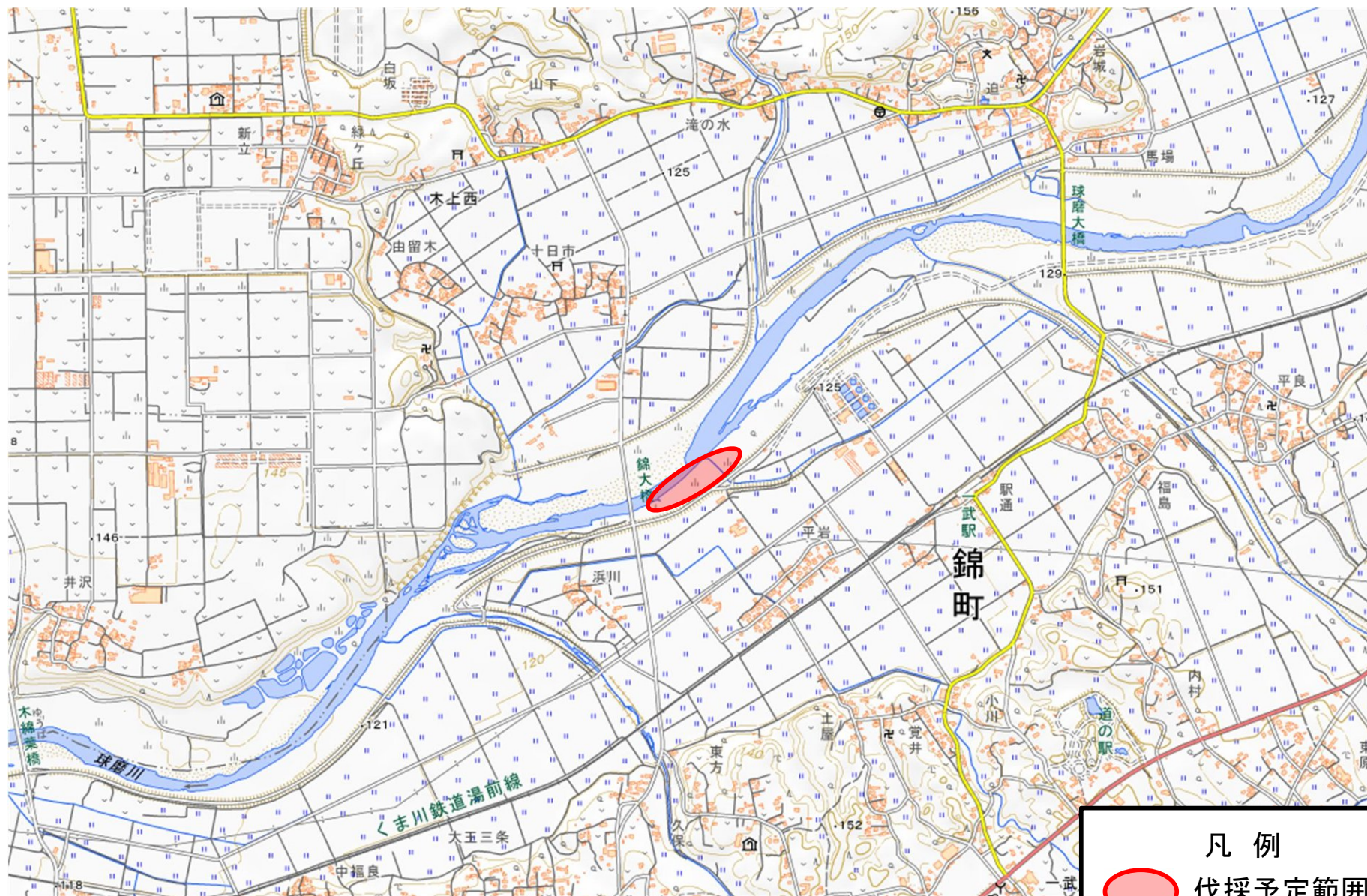
○公募型樹木伐採 位置図(全体)

別添



○公募型樹木伐採 位置図 球磨郡錦町一武地先(錦大橋付近)

別添



※樹木採取箇所は伐採現場内を予定していますが、
現地作業の都合等により変更する場合があります。

別紙－ 1 応募様式

令和 7 年 月 日

八代河川国道事務所長 殿

＜応募者＞

氏名： _____ 印

住所： _____

電話番号： _____

メールアドレス： _____

令和 7 年 10 月 17 日付けで公募された「令和 7 年度球磨川上流河川区域内樹木採取」について応募します。

なお、公募資料について、内容確認及び了承していることを申し添えます。

記

1. 採取を希望する河川産出物の用途： _____

例：燃料、ほだ木、農業資材、用材、チップ など

2. 採取に関する計画

作業予定期間 ： 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 を予定

積込・運搬方法： 自社にて積込・運搬を実施、他社にて運搬を実施、
 自社保管場所まで積込・運搬を希望、その他
 （その他： _____）

※いずれかに○を記入いただき、その他は方法を以下に記載願います。

作業実施者 ： _____人で実施予定

搬出方法 ： _____による搬出 例：軽トラック、10 t ダンプなど

3. 採取希望量 ※いずれかにレ点を記入願います。

☐ 全量搬出

☐ 一部搬出 _____ **m 3** （希望数量を必ず記載）

☐ 玉切り条件（材長・材径等）の有無 _____

※希望する玉切り条件、枝葉や根株の採取可否等について記載願います。

4. 安全対策等の実施の有無 ※ 実施する項目の□全てにレ点を記入願います。

☐ 整理、整頓、清掃（必須）

☐ その他（ _____ ）

例：過積載をしない。荷台への差し枠をしない。交通法規の遵守。 など

5. 参加資格の合致状況 ※ 該当する項目の□全てにレ点を記入願います。

- ☐ 過去3年間に許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者ではない。
- ☐ 公募期間中において、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条又は第71条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者ではない。
- ☐ 公募期間中において、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者ではない。
- ☐ 直近1年間の税を滞納している者ではない。
- ☐ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者ではない。

以 上

別紙－２

【河川法第 25 条の許可の際に付すことを予定している条件の内容】

- ① この許可に係る採取または運搬に起因して、河川管理施設その他の工作物を損傷したときは、ただちに出張所長に届け出ること。また、講ずべき措置等について、出張所長から指示のあったときは、その指示に従うこと。
- ② 次の各号に掲げる場合は、すみやかに出張所長を経由して河川管理者に届け出ること。
 - イ．許可の際の住所氏名を変更したとき。
 - ロ．この許可に係る期間内に、この許可に係る採取量に満たないで採取をとりやめたとき。
 - ハ．天災その他やむを得ない理由によって採取ができないとき。
- ③ この許可に係る採取を完了したときはすみやかに出張所長に届け出て検査を受けること。
- ④ この許可を受けた者は、この許可に係る採取又は運搬により第三者に損害を与えることがないように万全の措置を講じるとともに、万一、損害を与えた場合は、この許可を受けた者の責任において処理すること。
- ⑤ また、採取等の作業中における事故については、許可を受けた者の責により対応すること。
- ⑥ 河川工事その他の河川の管理に属する行為により通常生ずる支障については、この許可を受けたことをもって河川管理者に対抗することができない。
- ⑦ 河川管理者は、この許可書を整理する必要があると認めるときは、これを改正することができる。
- ⑧ 採取した樹木の数量（m³ 又はtⁿ）を計測し、伝票等資料を添えた集計表を提出すること。
- ⑨ 採取箇所においては、使用機材等の整理整頓に努めること。
- ⑩ 出張所長がこの許可に係る採取行為について現地履行確認を求めたときには、許可を受けた者は立ち会うものとし、計測や資料提示に協力すること。
- ⑪ 安全対策については、出張所長の指示に従うとともに、「安全管理については自己責任」であることを認識すること。